

第2次 えびの市地球温暖化対策実行計画
（事務事業編）

令和7年 7月

宮崎県 えびの市

第2次 えびの市地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)

目 次

1	計画の背景	1
2	計画の目的	1
3	対象とする範囲	1
4	対象とする温室効果ガス.....	2
5	計画期間	2
6	本計画の位置付け	2
7	温室効果ガスの排出状況.....	3
	(1) 本市が排出する温室効果ガス.....	3
8	温室効果ガスの排出削減目標.....	4
	(1) 目標設定の考え方	4
9	目標達成に向けた具体的な取組.....	5
	(1) 取組の基本方針	5
	(2) 具体的な取組内容	5
	① 温室効果ガス排出量の削減に直接寄与する取組（ハード対策）	5
	② 温室効果ガス排出量の削減に直接寄与する取組（ソフト対策）	5
	③ 温室効果ガス排出量の削減に間接的に寄与する取組.....	6
10	本計画の推進体制	7
	(1) 推進体制	7
	① 点検・評価	7
	② 本計画の見直し	7
	③ 取組状況の公表	7

1 計画の背景

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識され、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されており、我が国においても平均気温の上昇や、大雨、台風等による被害、農作物や生態系への影響等が観測されています。本市においても集中豪雨や台風等により、これまでも大きな被害を幾度となく受けてきました。

地球温暖化の主因は、人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、低炭素社会の実現に向けた取組が求められています。地球温暖化に関する対策として、政府は 2020 年 10 月に「2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロとする、カーボンニュートラルを目指すこと」を宣言しました。これに伴い、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）が一部改正されるとともに、「地球温暖化対策計画」が改定されました。国は、2050 年を目標として、2030（令和 12）年度に温室効果ガス排出量を 2013（平成 25）年度から 46%削減すること、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていくこととしています。

えびの市では、これまで、市の事務事業を対象にした「えびの市地球温暖化対策実行計画」を 2004（平成 16）年 1 月に策定しましたが、今回「第 2 次えびの市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を新たに策定し、温室効果ガスの削減に取り組むものです。

2 計画の目的

第 2 次えびの市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「本計画」といいます。）は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づく「地方公共団体実行計画等」であり、本市の事務及び事業に関し、省エネルギーや省資源化等による温室効果ガスの排出抑制のための措置に関する計画を策定し、当該措置を実施します。市内の一事業所として、えびの市役所本庁及び各出先機関、各公共施設から排出される温室効果ガスの削減を図ることを目的とするとともに、環境負荷の軽減を全庁的に推進することによって、脱炭素社会の構築を目指します。

3 対象とする範囲

本計画の対象範囲は、本市が所有し、又は管理する公共施設、設備における全ての事務事業を対象とします（指定管理者制度を導入する施設も含みます。）。

なお、計画期間中に新設される施設等についても本計画の対象とします。

4 対象とする温室効果ガス

本市の公共施設には下水処理施設等の施設が存在しないため、メタン（CH₄）や一酸化二窒素（N₂O）等の排出による影響は小さいと考えられます。そのため、本計画が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）のみとします。

※ 地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類
二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFCs）のうち政令で定めるもの、パーフルオロカーボン（PFCs）のうち政令で定めるもの、六フッ化硫黄（SF₆）、三フッ化窒素（NF₃）

5 計画期間

本計画の期間は、2025（令和7）年度から2030（令和12）年度までを計画期間とします。ただし、計画の進捗や技術の進歩、社会情勢等を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行います。また、温室効果ガス排出量の削減にあたり、基準とする年度は2013（平成25）年度とします。

■計画期間のイメージ

2013 年度 平成 25	2025 年度 令和 7	2026 年度 令和 8	2027 年度 令和 9	2028 年度 令和 10	2029 年度 令和 11	2030 年度 令和 12
基準年度	計画期間 2025（令和7）年度 ～ 2030（令和12）年度					

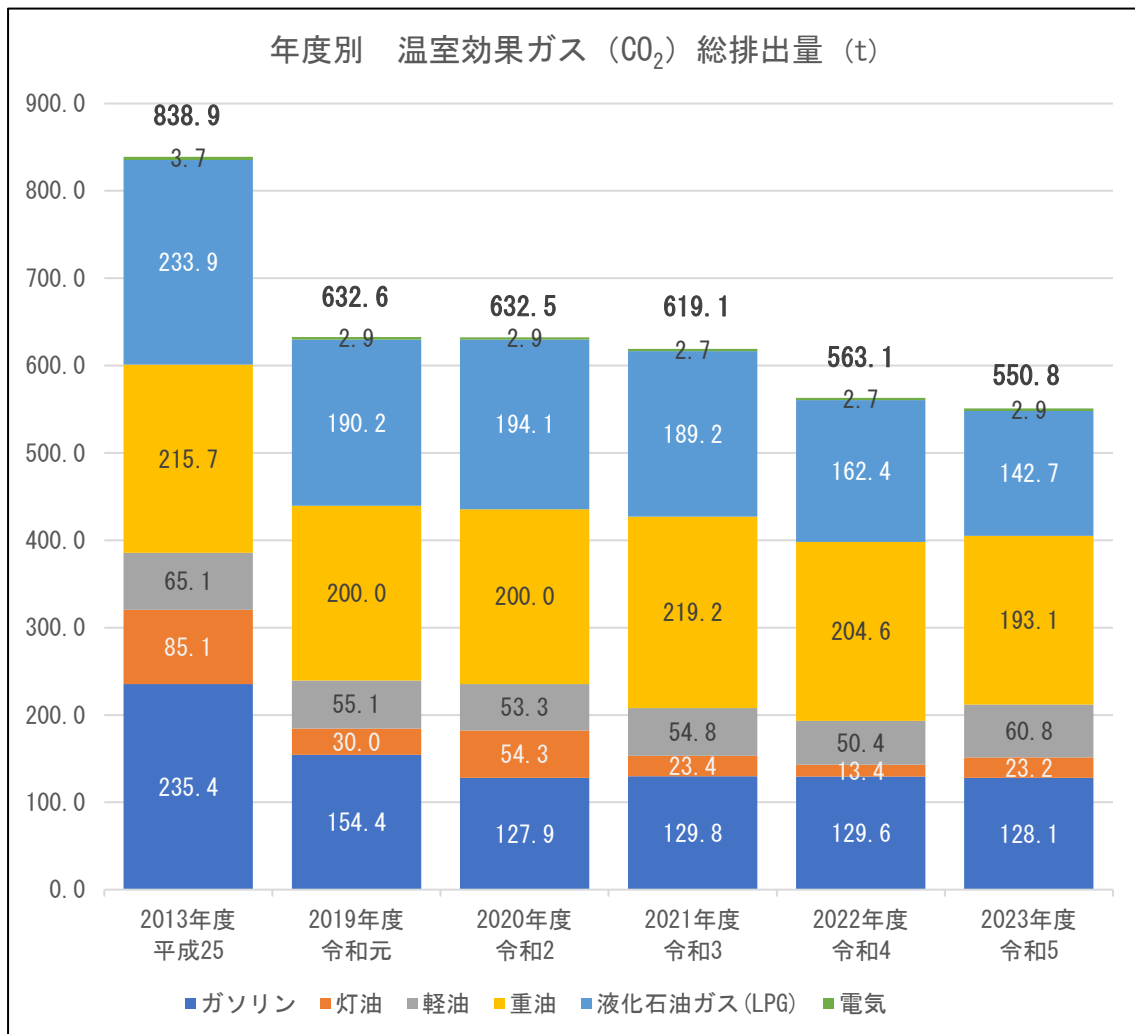
6 本計画の位置付け

本計画は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編）として策定します。また、国の地球温暖化対策計画及び第6次えびの市総合計画、第二次えびの市環境基本計画（見直し版）に即して策定します。

7 温室効果ガスの排出状況

(1) 本市が排出する温室効果ガス

本市が各事務事業を進めるにあたり排出された温室効果ガス（CO₂）の排出量は、基準年度の2013(平成25)年度において、838.90t-CO₂となっていますが、近年までの推移を見ると、減少傾向にあります。



※各数値は各燃料の使用量を基に CO₂ 排出量に換算したもの

本庁舎の空調設備の動力が重油から電力に更新されたことや管外出張に使用する公用車がハイブリッド車等の燃費効率の高い車に更新されたことや、出張が不要なオンライン形式の会議や研修会が増えたこと等によりガソリンの使用量が減少したため、2020（令和2）年度以降、温室効果ガスの排出量が減少してきているものと考えられます。

■年度毎 燃料種別 使用量の推移

燃料種	年度 2013 年度 平成 25	2019 年度 令和元	2020 年度 令和 2	2021 年度 令和 3	2022 年度 令和 4	2023 年度 令和 5
ガソリン (kl)	101.4	66.5	55.1	55.9	55.8	54.0
灯油 (kl)	34.2	12.1	21.8	9.4	5.4	9.2
軽油 (kl)	25.2	21.3	20.6	21.2	19.5	23.4
重油 (kl)	79.6	73.8	73.8	80.9	75.5	69.8
液化石油ガス(LPG) (t)	78.0	63.4	64.7	63.1	53.5	47.0
電気 (kwh)	6,077	6,253	6,528	6,249	6,324	6,547

■年度毎 燃料種別 温室効果ガス-CO₂排出量(t)の推移

燃料種	年度 2013 年度 平成 25	2019 年度 令和元	2020 年度 令和 2	2021 年度 令和 3	2022 年度 令和 4	2023 年度 令和 5
ガソリン	235.4	154.4	127.9	129.8	129.6	128.1
灯油	85.1	30.0	54.3	23.4	13.4	23.2
軽油	65.1	55.1	53.3	54.8	50.4	60.8
重油	215.7	200.0	200.0	219.2	204.6	193.1
液化石油ガス(LPG)	233.9	190.2	194.1	189.2	160.5	142.7
電気	3.7	2.9	2.9	2.7	2.7	2.9
計	838.9	632.6	632.5	619.1	561.2	550.8
削減率(2013 年度比)	-	▲24.6%	▲24.6%	▲26.2%	▲33.1%	▲34.3%

※各数値は各燃料の使用量を基に CO₂ 排出量に換算したもの

8 温室効果ガスの排出削減目標

(1) 目標設定の考え方

我が国では、温室効果ガス削減目標として「2030(令和 12)年度に 2013(平成 25)年度比で 46%削減」(地球温暖化対策計画 2021(令和 3)年 10 月)としていることから、本市においても目標年度 2030(令和 12)年度に基準年度 2013(平成 25)年度比で 46%削減を目指すこととします。

■温室効果ガスの削減目標

項 目	基準年度 2013(平成 25)年度	目標年度 2030(令和 12)年度
温室効果ガスの排出量	838.9t - CO ₂	453.0t - CO ₂
削減率	—	▲ 46%

9 目標達成に向けた具体的な取組

(1) 取組の基本方針

本市においては、温室効果ガス排出量を削減するために、LED 照明や電動車の導入、空調やOA機器等の適切な利用、事務におけるペーパーレスの推進、グリーン購入法に基づく環境負荷の少ない物品の調達等の取組を進めます。

(2) 具体的な取組内容

① 温室効果ガス排出量の削減に直接寄与する取組（ハード対策）

取組項目	具体的な取組
省エネルギー型設備の導入	温室効果ガス排出量の少ないエネルギーや、省エネ機器・設備への転換に努めます。 LED 照明等の高効率照明の導入を進めます。 人感センサーの導入を検討します。 自然採光や自然通風の利用、屋根や外壁、ペアガラス等による気密化、断熱化等による日射の遮へい等環境配慮技術の導入を推進します。
公用車の更新	公用車を新規導入、更新する際は、代替可能な電動車（BEV、FCV、PHEV、HEV）がない場合等を除き、電動車を優先的に検討・選択します。 電気自動車及びプラグイン・ハイブリッド自動車を導入する際には、充電設備の導入も検討します。
太陽光発電設備の導入	災害時対応や新たな施設整備、老朽化の進む施設の統廃合、次世代太陽光パネルの実用化の動向を注視しながら、導入を検討します。
印刷機器等の運用の見直し	印刷機、複合機の台数の適正化及び使用の効率化を図ります。
その他	電力や燃料を消費する備品は可能な限り共同利用を進めます。

② 温室効果ガス排出量の削減に直接寄与する取組（ソフト対策）

取組項目	具体的な取組
空調の適正な利用	室内温度が適正となるように空調設備を使用します。 使用していない会議室等の空調の停止を徹底します。 ブラインドやカーテン等を活用して空調設備を効率的に利用します。 クールビズ、ウォームビズを心掛け、適切な冷暖房の使用に努めます。 エアコンのフィルターを定期的に清掃します。

照明の適正な利用	使用していないエリア（会議室、廊下等）の消灯を徹底します。 来客がある場合を除き、日差しが明るいときは、始業前・昼休みの消灯を心掛けます。 業務に支障のない範囲で照明の間引きや部分消灯を実施します。
設備・機器等の運用管理	設備・機器等の日常点検や運転管理の徹底により、エネルギー使用量を削減します（適正運転による環境負荷の低減）。 ボイラーや燃焼機器は高効率で運転できるよう運転方法を調整します。 OA機器等は、長時間使用しない場合は、省エネモードの設定（スリープモード等）や電源を切るなど、省電力を図ります。
公用車利用の見直し	公用車を利用する際には、できる限り相乗りをするとともに、運転に際してはエコドライブを実践します。 出張を伴う会議や研修等においては、オンライン形式による開催や参加を検討し、公用車による移動を削減します。可能なものは、公共交通機関の利用も検討します。
機器等の適正な廃棄	OA機器、家電製品、公用車等を廃棄又は処分する場合は適正な処理を徹底します。
使用エネルギーの見える化	地球温暖化対策担当課（市民環境課）は、エネルギーの使用量、CO₂排出量の見える化を実施し、各課による省エネルギー・省CO₂化の取組を支援します。
その他	荷物の運搬時等を除き、職員はできる限りエレベーターの使用を控えます。 ノー残業デー（毎週水曜日）は、定時退庁に努めます。 通勤距離に応じてノーマイカーデーの取組を実施します。

③ 温室効果ガス排出量の削減に間接的に寄与する取組

取組項目	具体的な取組
職員への啓発	地球温暖化対策担当課（市民環境課）による職員への意識啓発に取り組みます。
ペーパーレスの推進	手続の電子化を進め、事務手続における紙の使用削減に努めます。 資料を電子化し、チャットやグループウェア、共有フォルダ等を活用することにより、印刷による会議資料等の個別配布を減らします。
リサイクルの推進	用紙類やビン、缶、ペットボトル、トナー・インクカートリッジ等のリサイクルを徹底します。 耐久性の高い製品や再利用しやすい製品の購入に努めます。

廃棄物の削減	用紙に印刷する場合は、資料の最少化、集約化を推進します。また、両面印刷を徹底します。 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）で定める基準適合品等、環境負荷の少ない物品の調達に努めます。 （具体例）古紙パルプ配合率の高い用紙、エコマーク認定製品等簡易包装された製品や詰め換え可能な製品の購入に努めます。 納品業者に対して、納品の際の梱包、包装等の削減を要請します。
--------	--

10 本計画の推進体制

(1) 推進体制

本計画を推進するために、地球温暖化対策担当課（市民環境課）内に「地球温暖化対策推進責任者」を1名配置し、全庁的な取組を着実に推進します。

① 点検・評価

本計画における具体的な取組状況や温室効果ガスの削減目標の達成状況を把握するために、定期的に点検・評価を行います。

② 本計画の見直し

取組結果や社会情勢等に応じ、取組内容や目標数値の見直しを適宜行います。

③ 取組状況の公表

本計画の取組状況は、本市のホームページ等で毎年公表を行います。

えびの市 市民環境課

2025（令和7）年7月

宮崎県えびの市大字栗下1292番地

電話 0984-35-3731

E-Mail shimin@city.ebino.lg.jp